

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

関東（新潟）厚生年金 事案 8956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7,000円、申立期間②は3万6,000円、申立期間③は8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、8万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①及び②について、事業主の回答、同僚の供述及び同僚が保管していた給与明細書等により、当時、A社において、賞与は支払月の給与に上乘せして支給されていたことが確認できるところ、預金取引明細表により、申立期間①及び②の前後の期間に同社から申立人に支給された給与はいずれも同額であることが認められる一方、申立期間①及び②に支給された給与額は、その前後の期間に支給された給与額よりも多いことが確認できることから、申立期間①及び②において、申立人は同社から賞与を支給されていたことが推認できる。

また、上記代表清算人から提出された資料により、申立期間③に支給さ

れた賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が確認できるところ、上記代表清算人から提出された資料により、平成 20 年 5 月 30 日付けで A 社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

さらに、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

加えて、上記預金取引明細表により確認できる給与額並びに代表精算人から提出された資料により確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から推認できる賞与額は申立人が主張する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額は、上記預金取引明細表、代表精算人から提出された資料及び申立人の主張により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 7,000 円、申立期間②は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7,000円、申立期間②及び③は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①及び②について、事業主の回答、同僚の供述及び同僚が保管していた給与明細書等により、当時、A社において、賞与は支払月の給与に上乗せして支給されていたことが確認できるところ、預金取引履歴明細表により、申立期間①及び②の前後の期間に同社から申立人に支給された給与はいずれも同額であることが確認できる一方、申立期間①及び②に支給された給与額は、その前後の期間に支給された給与額よりも多いことが確認できることから、申立期間①及び②において、申立人は同社から賞与を支給されていたことが推認できる。

また、上記代表清算人から提出された資料により、申立期間③に支給さ

れた賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が確認できるところ、上記代表清算人から提出された資料により、平成 20 年 5 月 30 日付けで A 社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引履歴明細表により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

さらに、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

加えて、上記預金取引履歴明細表により確認できる給与額並びに代表清算人から提出された資料により確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から推認できる賞与額は申立人が主張する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額は、上記預金取引履歴明細表、代表清算人から提出された資料及び申立人の主張により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 7,000 円、申立期間②は 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において、9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において、2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてA社の厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成21年1月1日、資格喪失日に係る記録を22年3月30日とすることが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 3 月 30 日まで

申立期間について、A社が経営するB店に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C銀行D支店から提出された申立人の預金口座に係る取引推移一覧表により、平成21年2月から22年4月までA社からの入金を確認できること、及びE市から提出された申立人の住民税に係る回答書に、21年の勤務先としてA社と記載されていることなどから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成21年1月1日、資格喪失日は22年3月30日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成20年12月1日。以下「全喪日」という。）より後の24年11月1日付けで、資格取得日、21年9月の定時決定及び資格喪失日を遡って取り消す処理が行われていることが確認できる上、同社の事業主に係る厚生年金保険被保険者記録について、申立人と同日の24年11月1日付けで、21年から23年まで合計3回の定時決定を取り消した上で、資格喪失日を遡って20年12月1日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社では申立期間当時、社会保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、履歴事項全部証明書により、A社は全喪日以後においても法人事業所であることが確認でき、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、年金事務所は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成21年1月1日に、資格喪失日を22年3月30日にそれぞれ訂正することが必要と認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円とすることが必要である。

関東（新潟）厚生年金 事案 8958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日
年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 5 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が 1 万円とされているが、1 万 4,000 円が正しいと思うので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A 社には昭和 38 年 8 月末日まで籍があったと思うので、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社は、当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料は無く、申立人の給与支給額、給与からの厚生年金保険料控除額等について不明としている。

また、申立人は、A 社における複数の同僚の名前を挙げているが、オンライン記録によると、当該複数の同僚は既に亡くなっていること、又は住所が不明であることから、申立人の給与支給額等について確認することができない上、当委員会において住所が判明したほかの複数の同僚に照会したが、申立人の給与支給額等について回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人提出のA社からの手紙（昭和 38 年 8 月 15 日付け）によると、申立人から連絡が無いので昭和 38 年 7 月分の給料を送金する旨が記載されており、申立人が申立期間②当時、同社に出勤していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 38 年 8 月末日までA社に籍はあったと思うが、同年 7 月下旬からC社（現在は、D社）に勤め始めたので、同年 8 月はA社に勤務していなかったとしていることから、申立人の同社における申立期間②に係る勤務実態は不明である。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月頃から 60 年 12 月下旬頃まで
申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立期間の一部について、A社に係る被保険者記録があることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について不明としている。

また、A社で、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について回答を得ることができなかった。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案8964

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月21日から同年12月22日まで

私は、20歳の頃、A県B市にあるC社（現在は、D社。以下「申立事業所」という。）の会社の寮に住み現場で仕事をしていたが、ある日、仕事に具合が悪くなったため上司に「病院に行った方が良い。」と指示され、平成6年12月21日にA県E市（現在は、F市）内のG病院で受診した。

日本年金機構の記録では、厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成6年12月21日となっているが、喪失日は同年12月22日だと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「上司に受診を指示されたため、平成6年12月21日に診察を受けたので、翌日の同年12月22日が資格喪失日だ。」と主張しているが、事業主は「資料が無いので、申立人の勤務期間は不明。」としている上、申立期間当時、申立事業所のA工場（B市）に勤務していた上司及び同僚8人に照会したが、申立人を覚えている者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、申立人に係る雇用保険の離職日は平成6年12月20日、H健康保険組合及びI厚生年金基金の資格喪失日は同年12月21日となっていることから、申立事業所は社会保険事務所（当時）にも同様に申立人が同年12月20日に退職したとして、資格喪失の届出をしたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

なお、G病院に保管されている申立人に係る診療録によると、診療開始日が平成6年12月21日、保険者はH健康保険組合と記載されているが、これをもって申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたと推認することはできない。